

# 大分県報

令和五年  
第四六八号  
十二月十二日

（火曜日）

## 目次

### 企業局管理規程

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部改正……………一  
大分県企業局事業用電気工作物（工業用水道事業）保安規程の一部改正……………五

### 告示

臨時種畜検査の実施……………五

解除予定保安林（二件）……………五

道路区域の変更（三件）……………六

道路の供用開始（二件）……………六

### 公告

土地改良区の役員の就退任……………七

## ○企業局管理規程

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十二日

大分県企業局長 渡辺文雄

大分県企業局管理規程第九号

### 大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部を改正する規程

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程（昭和六十一年大分県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び検査」を「検査及びサイバーセキュリティの確保」に、「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第四章の章名中「及び検査」を「検査及びサイバーセキュリティの確保」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。  
（サイバーセキュリティの確保）  
第十三条の二 電気工作物の保安を確保するため、企業局長が別に定めるところにより、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずる。  
別表第三を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

巡視等に關する基準

| 設備別 | 巡視    |      | 機器設備 | 項目                       | 検査日  | 頻度                    | 備考 |
|-----|-------|------|------|--------------------------|--|-----------------------|----|
|     | 機器設備  | 頻度   |      |                          |  |                       |    |
| 水   | 水路工作物 | 1回/月 | ダム   | 外観点検<br>漏水量測定<br>揚圧力測定   | 重カダム・中空重カダム・高さ30メートル以上のアーチダム                           | 1回/年<br>1回/月<br>1回/3月 |    |
| 力   |       |      |      | 変形測定                     | 高さ30メートル以上のアーチダム<br>上記以外のコンクリートダム                      | 1回/月<br>1回/3月         |    |
| 電   |       |      |      | 予備動力作動点検<br>外観点検<br>堆砂状況 | 予備動力作動点検<br>外観点検<br>堆砂状況                               | 1回/月<br>1回/年<br>1回/年  |    |
| 備   |       |      |      |                          | 総容量100万立方メートル以上で高さ15メートル以上のダムを有するもの<br>上記以外で設備保全上必要なもの | 必要の都度                 |    |

|                      |    |                |              |                  |                        |  |
|----------------------|----|----------------|--------------|------------------|------------------------|--|
|                      |    | 水路             | 外部点検<br>内部点検 |                  | 1回/年<br>適宜(※1)         | (※1)<br>原則として、水車・発電機内部点検の実施年度及び中間年度に実施する。  |
|                      |    | 水車・発電機         | 水圧鉄管肉厚測定     | 露出管で20年以上経過したものの | 1回/6年                  |  |
| 電気工作物<br>(水路工作物を除く。) | 無人 | 2回/月           | 外部点検<br>(※2) |                  | 適宜(※3)                 | (※2)<br>水車の外部点検とは、放水して行うことをいう。<br>(※3)<br>原則として、水車・発電機内部点検の実施年度及び中間年度に実施する。<br>(※4)<br>原則として、水車・発電機内部点検の実施年度に実施する。<br>(※5)<br>水車型式・水質条件・材質等により、発電所個々に行うものとし、別に定める。<br>(※6) |
|                      |    | 主要変圧器<br>主要遮断器 | 外部点検<br>外部点検 |                  | 1回/3年<br>1回/3年<br>(※6) | (※6)<br>(1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。<br>(2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。  |
|                      |    |                | 測定試験         |                  | 適宜(※4)                 |  |
|                      |    |                | 内部点検         |                  | 1回/10～15年<br>(※5)      |  |

|           |       |      |  |  |                         |   |
|-----------|-------|------|--|--|-------------------------|---|
|           |       |      | 測定試験<br>内部点検                                   |  | 1回／3年<br>(※6)<br>適宜(※7) | (※7)<br>(1) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。<br>(2) 動作回数 of 極めて少ない遮断器については、別に定める。 |
| 送電設備      | 電気工作物 | 1回／月 | 支持物・電線<br>がい子                                  | 外観点検<br>不良懸垂が<br>い子検出                        | 66kV送電線路<br>66kV送電線路    | 1回／5年<br>1回／10年   |
| 電力用保安通信設備 | 電気工作物 | 1回／年 | 通信線路及び無線<br>線・搬送装置                             | 測定試験   |                         | 1回／3年   |
| 太陽電池発電設備  | 電気工作物 | 1回／月 | 太陽電池モジュール<br>パワーコンディ<br>ショナ<br>系統連系キュー<br>ビクル等 | 外部点検<br>測定試験<br>外部点検<br>測定試験<br>外部点検<br>測定試験 |                         | 1回／5年<br>1回／5年<br>1回／5年<br>1回／3年<br>1回／3年                               |

注 1 第11条（巡視等の実施）、第16条（事故及び異常時の措置）及び第17条（災害その他非常時の措置）の規定により、上記の巡視等のほかに、必要の都度臨時の巡視等を行う。

2 積雪期、災害発生時等に巡視等を行う職員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視等の頻度を変更することができる。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

大分県企業局事業用電気工作物（工業用水道事業）保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十二日

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

大分県企業局管理規程第十号

大分県企業局事業用電気工作物（工業用水道事業）保安規程の一部を改正する規程

大分県企業局事業用電気工作物（工業用水道事業）保安規程（昭和六十一年大分県企業局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び検査」を、「検査及びサイバーセキュリティの確保」に、「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

第四章の章名中「及び検査」を、「検査及びサイバーセキュリティの確保」に改める。第十二条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティの確保）

第十二条の二 電気工作物の保安を確保するため、企業局長が別に定めるところにより、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずる。

別表第三中「**継電器動作試験**」を「**継電器動作試験**」を

「**継電器動作試験** ※3」に「**適宜**」を

「※2を付した試験項目は、過去の実績によつてその一部又は全部を省略することがある。」を

「※2を付した試験項目は、過去の実績によつてその一部又は全部を省略することがある。」に改める。

※3を付した試験項目は、アナログ式継電器は3年ごとに、デジタル式継電器は6年ごとに実施する。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第五百二十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

令和五年十二月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

検 査 期 日

令和六年一月十一日

検 査 場 所

宇佐市安心院町

家畜の種類

豚

大分県告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年十二月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

日田市大字友田字旭原二六二番三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

大分県告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年十二月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

豊後大野市朝地町板井迫字萩迫一四番一四、一四番一五（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的

三 土砂の流出の防備  
解除の理由  
道路用地とするため

大分県告示第五百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和五年十二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和五年十二月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

|            |  |         |                    |              |
|------------|--|---------|--------------------|--------------|
| 道路の種類及び路線名 | 区 間  | 区域変更前後別 | 敷地の幅員              | 延長           |
| 県道佐賀関循環線   | 大分市大字佐賀関字潮礁五二七<br>四番三から<br>大分市大字佐賀関字潮礁五二七<br>八番二まで | 前       | メートル<br>八・七<br>三・九 | メートル<br>八五・〇 |
|            |  | 後       | 二〇・〇<br>六・四        | 八五・〇         |

大分県告示第五百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和五年十二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和五年十二月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

|            |     |         |       |    |
|------------|-----|---------|-------|----|
| 道路の種類及び路線名 | 区 間 | 区域変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|            |     |         |       |    |

県道中津山  
国自転車道  
線

中津市耶馬溪町大字栃木字小浜  
一番三八地先内  
中津市耶馬溪町大字栃木字小浜  
一番三八地内

|   |                    |              |
|---|--------------------|--------------|
| 前 | メートル<br>三・四<br>三・四 | メートル<br>四〇・〇 |
| 後 | 一二・三<br>三・四        | 三九・一         |

大分県告示第五百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和五年十二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和五年十二月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

|                     |   |         |                    |              |                            |
|---------------------|---|---------|--------------------|--------------|----------------------------|
| 道路の種類及び路線名          | 区 間   | 区域変更前後別 | 敷地の幅員              | 延長           | 備考                         |
| 県道中津山<br>国自転車道<br>線 | 中津市耶馬溪町大字栃木<br>字小浜一番三八地先から<br>中津市耶馬溪町大字栃木<br>字長藪二四九番六地先ま<br>で | 前       | メートル<br>八・八<br>三・五 | メートル<br>四五・五 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
|                     |   | 後       | 八・八<br>三・〇         | 四四・五         |                            |

大分県告示第五百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和五年十二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道竹田五ヶ瀬線 竹田市大字九重野字田原一九三五番四から竹田市大字九重野字口ノ田一八三七番一地先まで 令五・二二・一九

大分県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道中津山国自転車道線 中津市耶馬溪町大字栃木字小浜一番三八地内 中津市耶馬溪町大字栃木字小浜一番三八地先から 中津市耶馬溪町大字栃木字長敷二四九番六まで 令五・二二・二二

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、並石土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年十二月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

役名 氏名 住所

|    |       |               |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 伊東賢治  | 豊後高田市美和二一五二番地 |
| 〃  | 山澄巧兒  | 〃 玉津五八四番地一    |
| 〃  | 藤本頼男  | 〃 新栄五〇九番地一    |
| 〃  | 三上忠治  | 〃 草地六七六番地三    |
| 〃  | 岩坂隆美  | 〃 草地二〇〇七番地    |
| 〃  | 早田孝伸  | 〃 草地四一九〇番地二   |
| 〃  | 近藤勝司  | 〃 草地八三四五番地    |
| 〃  | 山田耕一郎 | 〃 草地六六二九番地    |
| 〃  | 鴛海直   | 〃 新栄五〇五番地     |
| 理事 | 伊東賢治  | 豊後高田市美和二一五二番地 |
| 〃  | 山澄正   | 〃 美和三七八八番地一四  |
| 〃  | 三上忠治  | 〃 草地六七六番地三    |
| 〃  | 岩坂隆美  | 〃 草地二〇〇七番地    |
| 〃  | 早田孝伸  | 〃 草地四一九〇番地二   |
| 〃  | 近藤勝司  | 〃 草地八三四五番地    |
| 〃  | 山田耕一郎 | 〃 草地六六二九番地    |
| 〃  | 鴛海直   | 〃 新栄五〇五番地     |
| 監事 | 渡邊義一  | 〃 草地八〇三二番地    |
| 〃  | 田中穂波  | 〃 呉崎二五〇九番地    |
| 〃  | 岡本公男  | 〃 玉津一〇八九番地一   |
| 〃  | 河野秀行  | 〃 一畑六二八番地     |
| 〃  | 福田和男  | 〃 呉崎一四九番地     |
| 〃  | 堤隆    | 〃 鍛冶屋町五八六番地   |
| 〃  | 日浦勝彦  | 〃 呉崎二六四五番地二   |
| 〃  | 山田耕一郎 | 〃 草地六六二九番地    |
| 〃  | 近藤勝司  | 〃 草地八三四五番地    |
| 〃  | 早田孝伸  | 〃 草地四一九〇番地二   |
| 〃  | 岩坂隆美  | 〃 草地二〇〇七番地    |
| 〃  | 三上忠治  | 〃 草地六七六番地三    |
| 〃  | 藤本頼男  | 〃 新栄五〇九番地一    |
| 〃  | 山澄巧兒  | 〃 玉津五八四番地一    |
| 〃  | 伊東賢治  | 豊後高田市美和二一五二番地 |

令和五年十二月十二日

大分県報（告示・公告）

令和五年十二月十二日

大分県報（公告）

八

|           |          |           |         |           |         |         |
|-----------|----------|-----------|---------|-----------|---------|---------|
| 〃         | 〃        | 監事        | 〃       | 〃         | 〃       | 〃       |
| 稲積幸男      | 田中穂波     | 岡本公男      | 福田和男    | 日浦勝彦      | 河野秀行    | 安田祐一    |
| 〃         | 〃        | 〃         | 〃       | 〃         | 〃       | 〃       |
| 玉津一一〇三番地二 | 呉崎二五〇九番地 | 玉津一〇八九番地一 | 呉崎一四九番地 | 呉崎二六四五番地二 | 一畑六二八番地 | 玉津九六四番地 |